

労働災害をめぐるトラブル事例と 企業の安全配慮義務について

労働トラブル防止総合講座

主 催：愛知県下各労働基準協会

労働死亡災害件数は昭和 36 年をピークに、現在は 6 分の 1 にまで減少しているものの、ひとたび重大労働災害が発生すると、企業の安全配慮義務違反を問う億単位の高額な賠償が請求されることもあり、企業によっては存続の危機に陥ることさえあります。

労働災害を防ぐ企業の安全配慮義務については、裁判を通して広く知られておりますが、その具体的な義務の範囲や補償の程度などは、企業の担当者に十分に理解されておられません。

そんな中、産業活動が活発化し深刻な人手不足となり、死亡災害が急増し、厚生労働省も緊急対策を実施しておられます。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働災害事例や企業の安全配慮義務について学ぶ「労働トラブル防止総合講座」を開催いたします。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●日 時 平成 27 年 2 月 27 日（金）

午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

●会 場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）

名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38

【三六木工事件 横浜地裁小田原支部 H6.9.27】

木材の加工販売等を行う会社でチップ原木の積み込み作業中、玉掛けに使用していたワイヤーロープが解けて原木が落下し、原告労働者が障害等級 1 級の障害を負った事件。玉掛けに使用してはならない台付け用ワイヤーロープで、玉掛け資格を有しない者に玉掛け作業を行わせるなど不法行為があったとして、被告会社に 1 億 6 5 0 0 万円 を支払うことを命じた。



労働災害をめぐるトラブル事例と 企業の安全配慮義務について

福岡宗也法律事務所 所長

元愛知労働局紛争調整委員

弁 護 士 庄 司 俊 哉 氏



- 対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）
- 費 用 会 員 6,170円 非会員 8,220円（資料代・税を含む）

申込要領 申込書を予めファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を銀行へお振り込みください。
また、受講票は開催日の7日前までにお送りいたします。

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
電 話 (052) 961-1666
FAX (052) 962-1670

振込先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店
普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計
※恐れいりますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。

会場略図



労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

会員番号 ※						平成	年	月	日
事業場名					TEL	()	—		
					FAX	()	—		
事業内容					労働者数	人			
所在地	〒								
ご出席者	氏 名				所属部署・職名				
	(フリガナ)								
					男・女				
	(フリガナ)								
					男・女				
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者（部署名・様）				

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 H26.11
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。